

職業安定分科会雇用保険部会(第125回)	資料2
平成29年12月8日	

財 政 運 営

失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位：億円)

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 予算	30年度 要求
収 入	20,919	17,628	18,006	18,083	18,197	15,117	11,007	11,301
うち 保 険 料 収 入	18,658	15,570	16,057	16,551	16,771	13,746	10,710	10,980
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	1,281	1,531	1,410	1,252	1,261	1,226	246	249
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	167	5	247	63	53	43	9	8
支 出	17,946	17,460	16,642	16,118	16,523	16,311	19,184	19,845
(うち 失業等給付費)	(16,543)	(15,771)	(14,971)	(14,608)	(15,030)	(14,838)	(17,160)	(17,748)
(うち 就職支援法事業)	(110)	(551)	(467)	(350)	(279)	(231)	(242)	(219)
差 引 剰 余	2,973	168	1,364	1,965	1,674	▲ 1,194	▲ 8,177	▲ 8,544
積 立 金 残 高	58,719	59,257	60,621	62,586	64,260	63,066	54,889	46,345
(特例措置に基づく貸し出し額)	(370)	—	—	—	—	—	—	—

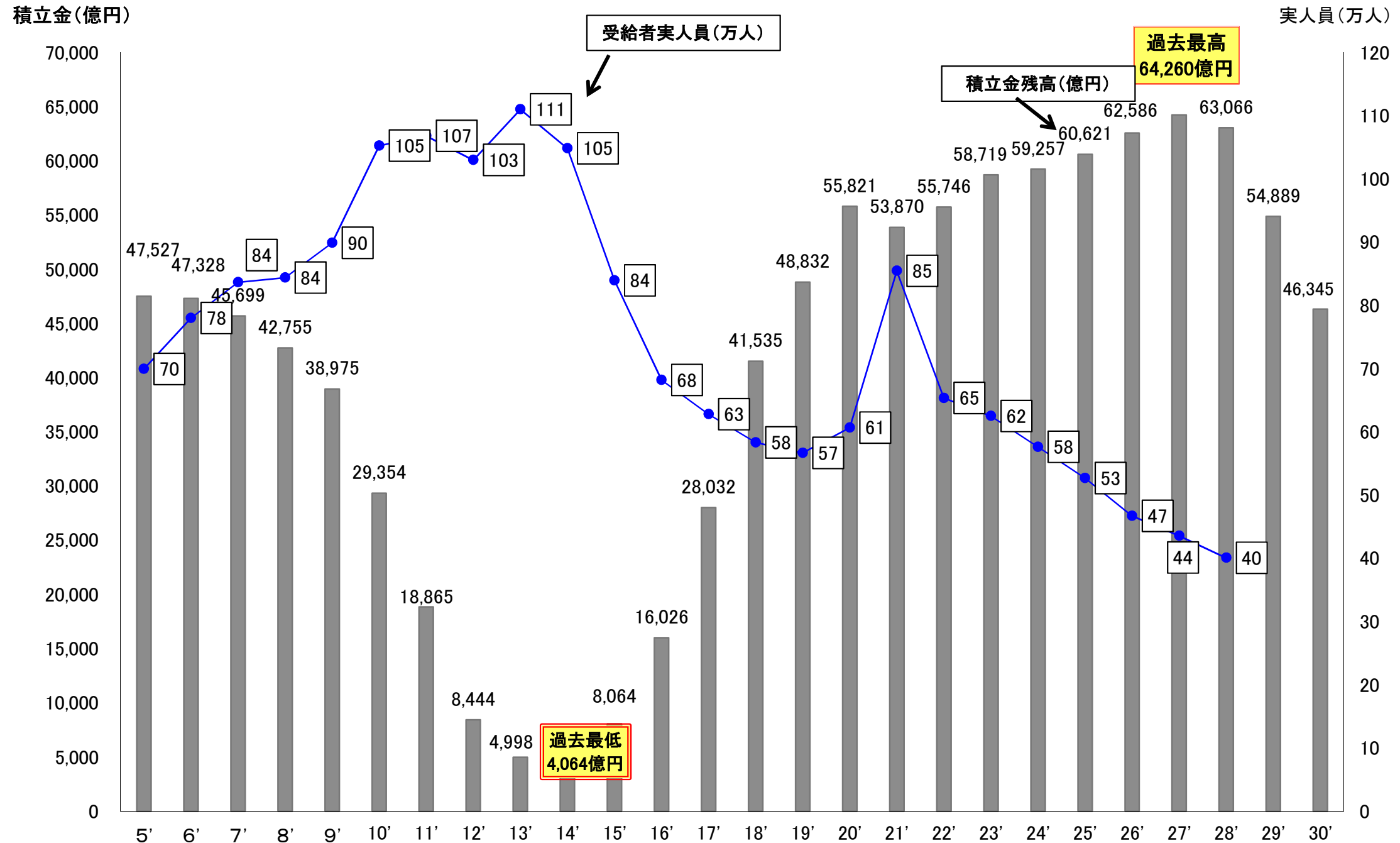
(注) 1. 29・30年度の「支出」には、それぞれ予備費(29'予算:540億円、30'要求:540億円)が計上されている。

2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円)が減額されていたが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。

3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

失業等給付に係る積立金残高及び受給者実人員の推移



雇 用 保 険 二 事 業 関 係 収 支 状 況

(単位:億円)

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 予算	30年度 要求
収 入	6,200	5,894	5,986	5,996	6,149	5,359	5,674	5,687
支 出	6,348	5,030	4,181	3,711	3,894	4,366	5,252	6,028
差 引 剰 余 (積立金へ返還)	▲ 148	863 ▲370	1,805	2,284	2,255	992	422	▲342
安 定 資 金 残 高	3,747	4,240	6,045	8,329	10,584	11,576	11,998	11,657

(注) 1. 22年度の特例措置により、失業等給付の積立金からの受入(22':370億円)を行ったが、24年度決算処理において、積立金へ返還。

2. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。

3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について

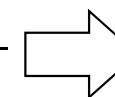
1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則12/1000(労使折半)※平成29年～平成31年度まで10/1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項

2 <

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

失業等給付費等



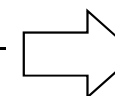
保険料率
引下げ可能

(→6/1000まで)

1 >

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

失業等給付費等



保険料率
引上げ可能

(→14/1000まで)

※ 28年度決算額による計算 = 4.21 → 平成30年度の保険料率を6/1000まで引き下げ可能

注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

<参考: 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項>

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の九・五から千分の十七・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十一・五から千分の十九・五まで、同号に掲げる事業については千分の十二・五から千分の二十・五まで)の範囲内において変更することができる。

※附則第11条により読み替えられた法第12条第5項

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。(弾力条項)

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引下げ} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 3/1000 \text{まで})$$

※ 28年度決算額による計算 = 1.96 → 平成30年度の保険料を3/1000まで引き下げ

<参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項>

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

失業等給付費の今後5年間の収支見込みについて

試算の前提

① 雇用情勢の前提

平成29年度以降の受給者実人員については、平成28年度実績(40万人)をベースとしつつ、平成28年度改正の再就職手当の引上げによる影響を加味している。

受給者実人員 39万人

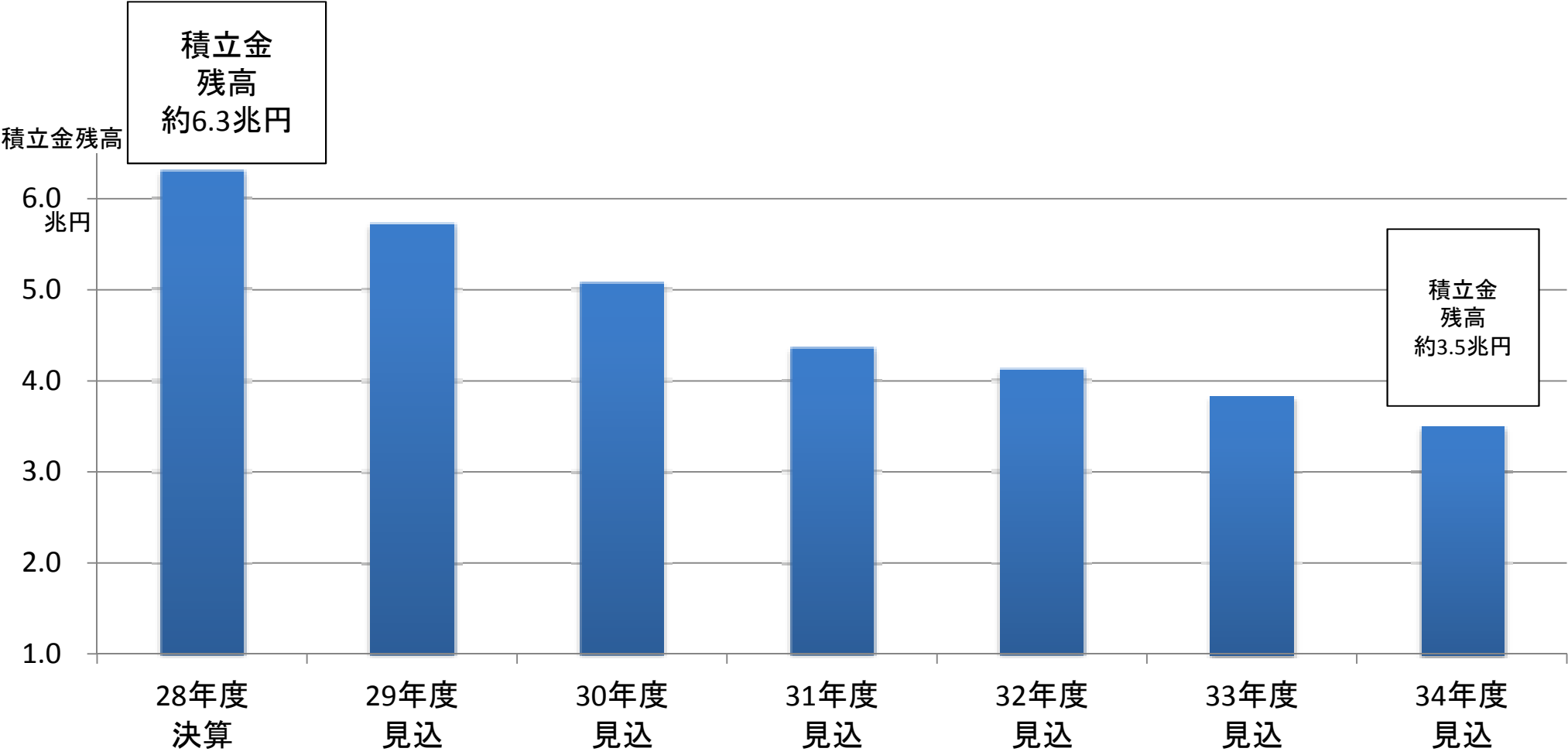
② その他試算に当たっての前提

- 雇用保険料収入は、平成30年度要求をベースに、平成30年度及び平成31年度の雇用保険料率を6/1,000と仮定し、また、平成32年度以降は、64歳以上の者に係る雇用保険料の徴収免除に係る経過措置が終了するため、この影響を加味している。
- 失業等給付に係る国庫負担については、平成30年度及び平成31年度に限り、雇用保険法附則第13条に基づく暫定措置を55/100から10/100に引き下げ。
- 平成29年度以降の支出額については、平成28年度決算額を基本としつつ、最新の実績見込も踏まえることとし、平成28年度実績との乖離が大きいものについてはこれを反映させることとし、さらに、平成28年度及び平成29年度制度改正の影響を加味している。
- 地域延長給付や教育訓練支援給付金等の暫定措置は、法律どおり終了するものと仮定。
- 平成29年度以降の支出額については、予備費相当額の540億円(平成29年度予算ベース)を支出額から引いている。

失業等給付の財政収支の試算（平成30年度～平成34年度）

（単位：億円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
		決算	決算	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
収	入	18,197	15,117	11,333	11,342	11,348	16,651	16,690	16,728
支	出	16,523	16,311	17,029	17,980	18,476	18,986	19,549	20,108
差	引 剰 余	1,674	▲1,194	▲5,697	▲6,638	▲7,127	▲2,335	▲2,859	▲3,380
積	立 金 残 高	64,260	63,066	57,370	50,732	43,606	41,271	38,412	35,032



失業等給付に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付
- ・介護休業給付

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ・高年齢雇用継続給付
- ・教育訓練給付
- ・就職促進給付

国庫負担の現状

- 雇用保険（失業等給付）の**国庫負担については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。**（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする**」とされている。
- 平成29年度から現下の雇用情勢、雇用保険の財政状況等を勘案し、**国庫負担率について、3年間時限的に100分の10に引下げられている**（基本手当の場合、13.75%（本来負担すべき額の55%）⇒2.5%（同10%））

<参考：雇用保険法附則>

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による**国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。**

2・3 （略）

第十四条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、**国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。**

第十五条 **雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。**

雇用保険料率及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22) (昭24) (昭27) (昭34) (昭35) (昭45)						雇用保険 (昭50) (昭53) (昭54) (昭56) (昭57) (昭61) (昭63) (平4) (平5) (平10) (平13) (平14) (平17) (平19) (平21) (平22) (平23) (平24) (平27) (平28) (平29)																				
雇用保険料率	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	→	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13.5}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14.0}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14.0}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$	→	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{15.5}{1,000}$	→	$\frac{13.5}{1,000}$	→	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	→	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	→	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	→				$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	→	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	$\frac{16}{1,000}$ (法改正) (注2)	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{8}{1,000}$ (法改正) (注4)	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{10}{1,000}$ 法改正・ 弾力)	→	$\frac{8}{1,000}$ (法改正・ 弾力)	$\frac{6}{1,000}$ (法改正・ 弾力)
二事業 保険料率 (使用者負担)							$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	→				$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	→				$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	→	
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$	→				$\frac{1}{4}$	→				$\frac{22.5\%}{(1/4 \times 0.9)}$	$\frac{20.0\%}{(1/4 \times 0.8)}$	$\frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.7)}$	$\frac{1}{4}$	→				$\frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.55)}$	→				$\frac{2.5\%}{(1/4 \times 0.1)}$			

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

(注7) 平成28年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成28年度より12/1000に引き下げることとされた。

(注8) 平成29年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成29年度から31年度まで10/1000に引き下げることとされた。また、平成29年度から31年度まで国庫負担の額は本来の額の10%とされている。